

高知市告示第 215 号

高知広域都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月27日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 都市計画の種類

高知広域都市計画道路の変更（高知市決定）

3・5・59号本町桜井町一丁目線

3・4・62号新田町萩町一丁目線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

高知市北本町三丁目、桜井町一丁目、仲田町、萩町一丁目、棧橋通四丁目、百石町三丁目、百石町四丁目、南ノ丸町、竹島町、南竹島町及び六泉寺町の各一部

3 縦覧場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所都市建設部都市計画課